

経済学研究科長期履修実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府立大学大学院長期履修規程第7条の規定に基づき、経済学研究科における長期履修制度の実施に関し必要な事項を定める。

(長期履修制度)

第2条 経済学研究科は、職業を有しているなどの事情により標準修業年限（博士前期課程2年・博士後期課程3年）で修了することが困難と認められた学生が、認められた期間に、計画的に授業科目を履修し学位論文を作成することにより標準修業年限を超えて課程を修了し、学位を取得することができる長期履修の制度を設ける。

(長期履修者の要件)

第3条 研究科長は、次のいずれかに該当する者に教授会の議を経て長期履修を認めることができる。

- (1) 職業を有する者（正規職員以外も含み、主としてその収入で生計を立てている者）で、標準修業年限で修了することが困難であると見込まれる者
- (2) 育児、介護などの理由により、標準修業年限で修了することが困難であると見込まれる者
- (3) その他やむを得ない事情を有し、標準修業年限で修了することが困難であると見込まれる者

(長期履修の期間)

第4条 入学前に申請した長期履修の期間は、博士前期課程の場合は、在学期間の範囲内で認められた期間とし、3年又は4年とする。博士後期課程の場合は、在学期間の範囲内で認められた期間とし、4年又は5年若しくは6年とする。

2 入学後に申請した長期履修について、研究科長が認める期間は、別表のいずれかの期間とする。

(長期履修許可願)

第5条 長期履修を希望する者は、研究科長に対し、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 「長期履修許可願」（様式第1号）
- (2) その他必要な書類

区分	必要書類
職業を有する者（正規職員以外も含み、主としてその収入で生計を立てている者）で、標準修業年限で修了することが困難であると見込まれる者	本人の申立書及び在職証明書又はそれに代わるもの
育児、介護等により、標準修業年限で修了することが困難であると見込まれる者	本人の申立書及びそれを証明する書類
その他やむをえない事情を有し、標準修業年限で修了することが困難であると研究科長が認めた者	本人の申立書及びそれを証明する書類

2 前項の書類の提出時期は、入学前の所定の期間中、又は入学後の前項の区分に規定する事実が発生した時期とする。

(長期履修の許可)

第6条 研究科長は、前条の許可願の提出があったときは教授会に諮り長期履修を認めるか否かを決定するものとし、認める場合は、「長期履修許可通知」(様式第2号)により当該許可願を提出した者に通知するものとする。

(長期履修期間の短縮)

第7条 長期履修期間の短縮を希望する者は、指導教員の承諾を得て、研究科長の定める期限までに長期履修期間短縮願(様式第3号)を研究科長に提出しなければならない。

2 長期履修期間の短縮は、学期単位とする。

3 研究科長は、第1項に定める短縮願の提出があったときは、許可するものとし、「長期履修短縮許可通知」(様式第4号)により当該短縮願を提出した者に通知するものとする。

(長期履修制度にかかる授業料)

第8条 入学前に申請し、許可された長期履修期間中の授業料の年額は、授業料*1の年額に標準履修年限に相当する年数を乗じて得た額を、長期履修期間の年数で除した額とする。(在学中に授業料改定が行われた場合は、当該改定年度から改定後の授業料が適用される。)

2 入学後に申請し、許可された長期履修期間中の授業料の年額は、別表のとおりとする。

3 前2項の規定に関わらず、長期履修期間の短縮が認められた場合は、本来授業料との差額を徴収するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めのない事項その他長期履修制度の実施に関し必要な事項は、研究科長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

別表(第4条第2項、第8条第2項関係)

申請時期	長期履修の期間	授業料(年額)
博士前期課程 1年次	2年	授業料*1の年額の2分の1
博士後期課程 1年次	3年	授業料*1の年額の3分の2
博士後期課程 1年次	4年	授業料*1の年額の2分の1
博士後期課程 2年次	2年	授業料*1の年額の2分の1

*1 大阪府立大学授業料等に関する規程別表(第2条関係)に規定する授業料

様式第1号(第5条関係)

長期履修許可願

年 月 日

大阪府立大学大学院 経済学研究科長 様

経済学研究科 博士（前期・後期）課程 専攻

学籍番号： (不要)

氏 名： 印

下記のとおり、長期履修を許可くださるようお願いいたします。

記

1 入学年月日 : 年 月 日

2 修了予定年月日 : 年 月 日

3 長期履修期間 : 年

4 長期履修理由 : 別紙のとおり

※長期履修理由は、別紙に具体的に記入のこと

参考資料

経済学研究科 長期履修制度・教育訓練給付金の利用可否 一覧

博士前期課程

専攻	長期履修制度	修業年数	教育訓練給付金
経営学専攻 (I-site)	利用せず	2年	○
	利 用	3～4年	×

*長期履修制度を利用した学生が短縮して2年で修了した場合も、

教育訓練給付金の対象とはなりません。

博士後期課程

	長期履修制度	修業年数	教育訓練給付金
全専攻・分野	利用せず	3年	×
	利 用	4～6年	×

◎提出書類 3点とその提出期限

★長期履修許可願：入学願書提出時

★理由書：入学願書提出時

★在職証明書等：下記のとおり（入試タイプにより異なる。）

前期・一般 外特用（1次募集）

提出締め切り：2020年9月末日

前期・社会人用

提出締め切り：2020年12月22日（火）

前期・一般 外特用（2次募集）

後期・一般 社会人 外特用

後期・推薦用

提出締め切り：2021年2月末日

（注 意）

在職証明等を、長期履修許可願や理由書とあわせて入学願書提出時にご提出いただいても構いませんが、合否の結果に関わらず返却には応じかねます。

長期履修に関するご相談・お問い合わせは、教務グループまでお願いいたします。

大阪府立大学 教育推進本部

教育推進課 教務グループ

藤井 （直通電話 072-254-7514、内線 2610）

e-mail: fujii-r@ao.osakafu-u.ac.jp